

○北海道後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

制 定 平成 19 年 3 月 23 日 条例第 13 号
最近改正 令和 3 年 2 月 9 日 条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 35 条の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(派遣された職員の職務に専念する義務の免除)

第 2 条 市町村及び北海道（以下「市町村等」という。）から派遣された職員の職務に専念する義務の免除については、当該職員を派遣した市町村等における職務に専念する義務の特例に関する規定の例による。

2 前項の規定にかかわらず、広域連合長は、必要に応じ、市町村等から派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の職務に専念する義務の特例を別に定めることができるものとする。この場合において、同項の規定により派遣職員に適用される職務に専念する義務の特例と比較して、当該派遣職員にとって不利な取扱いとならないよう配慮しなければならない。

3 前 2 項の場合において、広域連合長は、必要に応じ、申請の方法その他の職務に専念する義務の特例に係る事務の取扱いに関し、別に定めることができるものとする。

(北海道職員の職務に専念する義務の特例条例の準用)

第 3 条 職員（派遣職員を除く。次項において同じ。）の職務に専念する義務の特例は、北海道職員の職務に専念する義務の特例条例（昭和 26 年北海道条例第 9 号）の例によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、広域連合長は、必要に応じ、職員の職務に専念する義務の特例を別に定めることができるものとする。この場合において、同項の規定により職員に適用される職務に専念する義務の特例と比較して、当該職員にとって不利な取扱いとならないよう配慮しなければならない。

3 前条第 3 項の規定は、前 2 項の場合について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令 3. 2. 9 条例 4）

この条例は、公布の日から施行する。